

2021年度 「災害防止対策特別活動」

6月1日(火)～6月30日(水)

2021年度「災害防止対策特別活動」の実施について

建設工事における事故を防止し、安全を確保することは、建設業界を挙げて推進しなければなりません。全国的な防災・減災対策や社会資本整備に向けて、安全にそして確実にその役割を果たしていくことが、我々建設業界に求められています。

建設業における労働災害の発生状況は、関係者のご努力によって長期間にわたり着実な減少傾向を継続しております。厚生労働省の発表によりますと、2020年の死亡者数は前年より11名減の258名となりました。

一方、日建連会員における死亡災害は、2017年より減少傾向にありましたが、残念ながら2020年は3名増の24名という結果になりました。土建別では、建築工事が6名で4名減でしたが、土木工事が7名増の18名となっています。

日建連では労働災害の撲滅を目指し、本年も「全国安全週間の準備月間」の6月を2021年度「災害防止対策特別活動」月間と定め、会員会社の全国の作業所等を対象として災害防止活動を実施いたします。

会員各位におかれましては、下記活動実施要領を参考に「自社の安全週間準備月間の活動」に反映していただき、労働災害ならびに公衆災害の防止に向け、これまで以上に積極的な活動を推進して下さいますようお願い申し上げます。

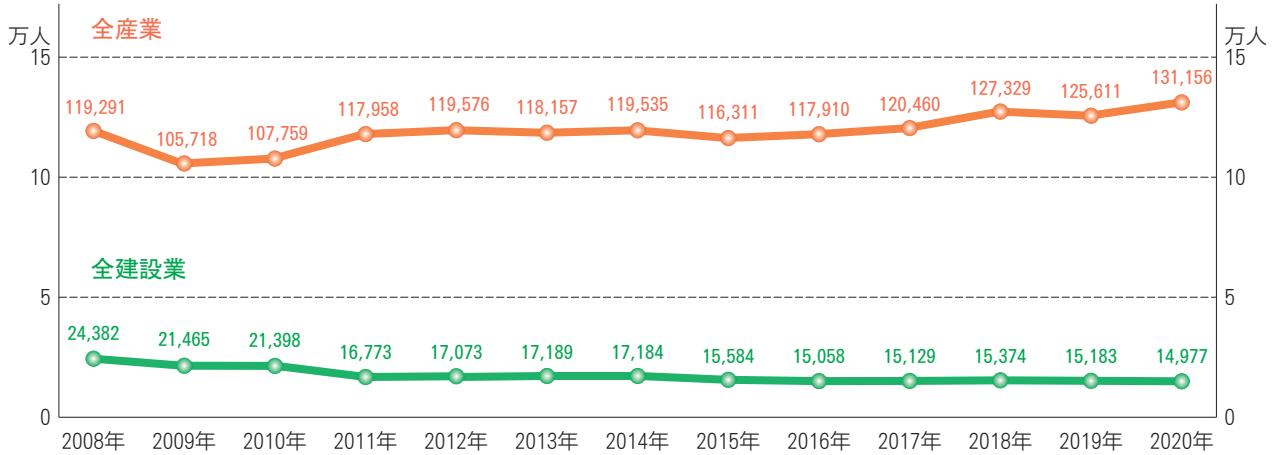
活動実施要領

1. 実施期間 2021年6月1日(火)～30日(水)
2. 主催 (一社)日本建設業連合会
3. 活動対象範囲 会員会社の全店社および全作業所
4. メインテーマ 「墜落災害の防止」・「重機災害の防止」
5. 活動実施事項
 - (1) 日建連の実施事項
 - ① 本活動趣旨の徹底を図るためリーフレットを作成、会員会社に配布し、本活動の趣旨徹底を図る。
 - (2) 会員会社の実施事項
 - ① 本活動趣旨リーフレットを全作業所へ配布し周知する。
 - ② 作業所の月間安全活動へ本活動の趣旨を組み入れ、展開を図る。
 - ③ 日建連HP (<https://www.nikkenren.com>) から本活動のリーフレット等をダウンロードのうえ参考資料として活用する。

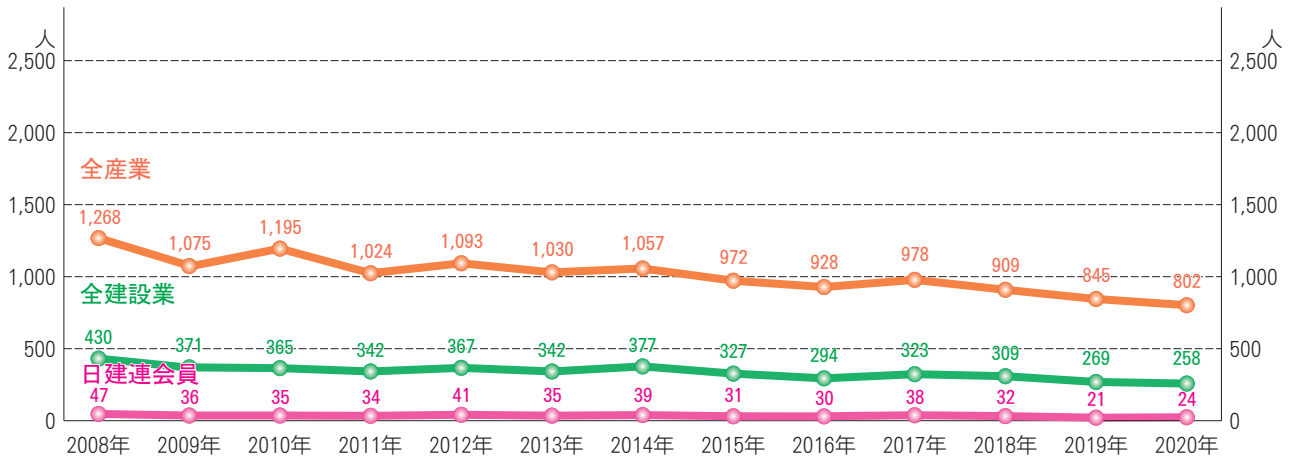
労働災害の年別発生状況推移（2008年～2020年）

厚生労働省発表資料を参照して
日本建設業連合会・調査資料より作成

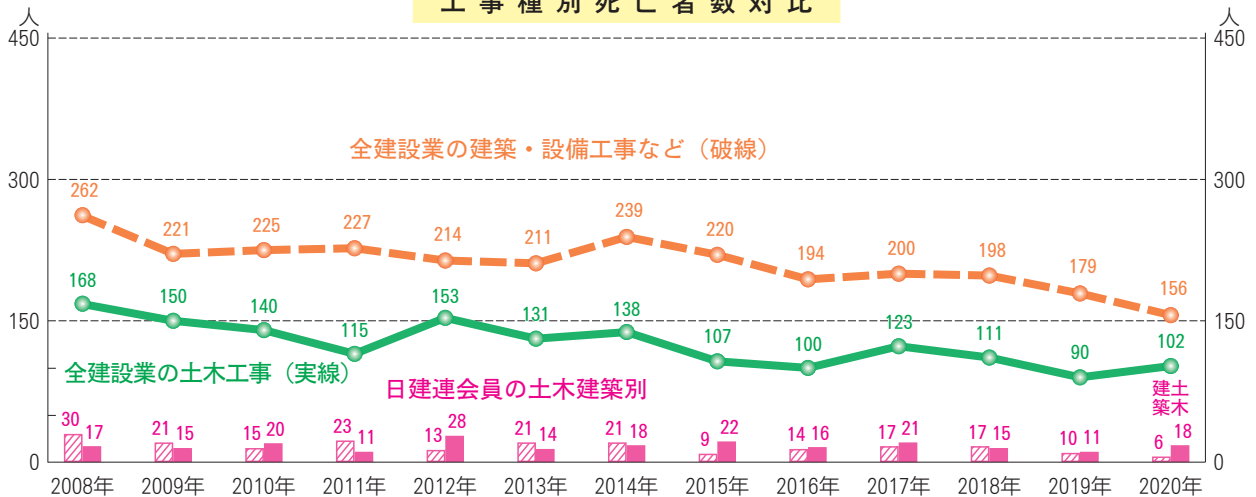
死傷者数（休業4日以上）対比



死亡者数対比



工事種別死亡者数対比



厚生労働省、日建連データともに確定値

2020年 日建連会員分 休業（4日以上）災害発生状況調査結果

1. 災害種類別

災害種類	工事種類	土木工事											建築・設備工事				合計			
		水力発電	トンネル	地下鉄	鉄道軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾・海岸	その他	小計	鉄骨・鉄筋	木造		建築設備	その他	小計
墜落			6		6	5	6	5	3	4	4	11	50	93	2	5	9	109	159	
飛来・落下			4	1			4	1	2	3		2	18	37	1		5	43	61	
倒壊			2						3	1		3	11	14			1	15	26	
土砂崩壊等												1	1	4				4	5	
落盤等			2										3					0	3	
機械による災害(クレーン等)		1	3	2	2		1		1	1	3	2	16	12				12	28	
同上(自動車等)			3		1		2			2		3	11	7			2	9	20	
同上(建設機械等)			10	1	3	2	7	3	2	4	1	7	40	22		1	3	26	66	
電気													0					0	0	
爆発・火災等													0	2				2	2	
取扱運搬等			2		4	1	1	1		3		1	13	18		1		19	32	
その他			13	3	19	8	6	2	1	3	2	5	34	96		2	14	155	251	
合計		1	45	7	35	16	27	14	2	14	20	14	64	259	348	3	9	34	394	653

2. 発注者別

公	国		11			1	11	6		4		10	13	56	15				15	71
	公団公社等		23	2	9	7	9			5		1	56	10					10	66
	都道府県		4			1	1	6	1	3	2	1	1	20	8				8	28
	市町村		1	1			2	1		1	10	1	5	22	23	1		3	27	49
	その他		1			5	2			2			11	21	3			2	5	26
共	小計	0	40	3	14	11	23	13	1	10	17	12	31	175	59	1	0	5	65	240
民	鉄道電気ガス	1	3			1	2						11	20	3		1	1	5	25
	その他		2	4	21	4	2	1	1	4	1	2	22	64	286	2	8	28	324	388
	小計	1	5	4	21	5	4	1	1	4	3	2	33	84	289	2	9	29	329	413
合	計	1	45	7	35	16	27	14	2	14	20	14	64	259	348	3	9	34	394	653

・対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2020年 日建連会員分 死亡災害発生状況調査結果

1. 災害種類別

災害種類	工事種類	土木工事											建築・設備工事				合計			
		水力発電	トンネル	地下鉄	鉄道軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾・海岸	その他	小計	鉄骨・鉄筋	木造		建築設備	その他	小計
墜落						2				1		1	4	3					3	7
飛来・落下			1										1	1					1	2
倒壊													1	1					1	2
土砂崩壊等								1					1	1					1	2
落盤等													0						0	0
機械による災害(クレーン等)				1				1		1			3						0	3
同上(自動車等)			2										2						0	2
同上(建設機械等)			1				1	1					3						0	3
電気													0						0	0
爆発・火災等													0						0	0
取扱運搬等													0						0	0
その他						1							2	3					0	3
合計		0	4	1	0	3	1	3	0	0	2	1	3	18	6	0	0	0	6	24

2. 発注者別

公	国		3										3						0	3
	公団公社等					2	1						3						0	3
	都道府県							1				1	3	1					1	4
	市町村			1				1			2		4	1					1	5
	その他												1	1					0	1
共	小計	0	3	1	0	2	1	2	0	0	2	1	2	14	2	0	0	0	2	16
民	鉄道電気ガス		1										1						0	1
	その他					1		1					1	3	4				4	7
	小計	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	4	4	0	0	0	4	8
合	計	0	4	1	0	3	1	3	0	0	2	1	3	18	6	0	0	0	6	24

・対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

安全関係自主点検表

- ・この点検項目は監督署臨検時の主な指摘、指導事項です。
- 日常の点検項目と併せて、特に重点的に点検、確認をして下さい。
- なお、点検項目は現場の該当項目だけで結構です。

点検日 年 月 日～ 月 日

作業所名

区分	点検項目	法規	点検結果 (1週間分)					
			/	/	/	/	/	/
元方事業者の講すべき措置	・関係請負人に法律に違反しないよう指導・是正のため必要な指示を行っているか。(安衛法第29条1・2)	(安衛法第29条1・2)						
	・安全衛生協議会はすべての関係請負人で構成(又は参加させて)され、開催されているか。(安衛法第30条)(安衛則635条)	(安衛法第30条)(安衛則635条)						
	・安全衛生協議会は月1回定期に開催されているか。(安衛法第30条)(安衛則635条)	(安衛法第30条)(安衛則635条)						
	・異常時に行う避難等訓練、警報等を統一的に定め、関係請負人に周知しているか。(安衛則第389条の11)	(安衛則第389条の11)						
	・工事計画書に変更が生じた場合は、変更届を提出しているか。(安衛法第88条)	(安衛法第88条)						
足場、開口部、通路、昇降設備、作業床等	・高さ2m以上の作業床の端、開口部では囲い、手すり、覆い等を設けてあるか。(安衛則第519条)	(安衛則第519条)						
	・上記の措置が困難な時は、安全帯を使用させているか。(安衛則第519条)	(安衛則第519条)						
	・足場の使用前の点検、組立て、変更および異常気象後の点検、記録を行っているか。(安衛法第20条)(安衛則第567条)	(安衛法第20条)(安衛則第567条)						
	・高さ2m以上の足場では、墜落防止措置(親綱・ネット・囲い等)を講じているか。(安衛則第563条)	(安衛則第563条)						
	・作業床の幅は40cm以上確保されているか。(安衛則第563条)	(安衛則第563条)						
	・床材間の隙間が3cm以下となっているか。(安衛則第563条)	(安衛則第563条)						
	・最大積載荷重は、見やすい箇所に表示してあるか。(安衛則第562条)	(安衛則第562条)						
	・外部足場作業床には資材、重量物等は置いていないか。(不要物は撤去)							
	・外部足場脚部の根がらみと沈下防止措置を講じているか。(安衛則第570条)	(安衛則第570条)						
	・開口部養生蓋には、「ずれ止め防止」と「注意表示」はあるか。(安衛則第519条)	(安衛則第519条)						
	・架台足場(脚立等による)の足場板は緊結してあるか。(安衛則第563条)	(安衛則第563条)						
・高さ(深さ)が1.5mを越える箇所には昇降設備が設けてあるか。(安衛則第526条)	(安衛則第526条)							
型枠支保工	・型わく支保工は、組立図を作成し、かつ、当該組立図通りに組み立てているか。(安衛則第240条)	(安衛則第240条)						
	・支柱脚部の固定・滑動防止措置を講じているか。(安衛則第242条)	(安衛則第242条)						
	・基準(規格)に適合しているもの(ボルト・クランプ・サポートピン)を使用しているか。(安衛則第242条)	(安衛則第242条)						
	・倒壊防止のための水平つなぎを設けてあるか。(安衛則第242条)	(安衛則第242条)						
支保削、土止め	・土止め支保工は、組立図を作成し、かつ、組立図通りに組立てているか。(安衛則第370条)	(安衛則第370条)						
	・明り掘削作業開始前、大雨の後及び中震以上の地震の後に必ず定められた事項を点検しているか。(安衛則第358条)	(安衛則第358条)						
	・土止め支保工を設けた時は、7日以内ごと、大雨の後及び中震以上の地震の後、必ず定められた事項を点検しているか。(安衛則第373条)	(安衛則第373条)						

区分	点 検 項 目	法 規	点検結果 (1週間分)					
			／	／	／	／	／	／
クレーン、建設機械等	・クレーン等作業で作業半径内に作業員の立ち入り禁止措置をしてあるか。	(ク則第74条・74条の2)						
	・ポンプ車のブーム下に関係者以外の作業員の立ち入り禁止措置をしてあるか。							
	・ポンプ車の特定自主点検を実施させているか。	(安衛則第169条の2)						
	・移動式クレーン等のアウトリガーは完全張り出しになっているか。	(ク則第70条の5)						
	・アウトリガー脚部下に沈下防止措置はしてあるか。	(ク則第70条の3・4)						
	・小型移動式クレーンの巻過防止装置は設けてあるか。	(ク則第65条)						
	・移動式クレーンには検査証を備えつけてあるか。	(ク則第63条)						
	・玉掛け作業には有資格者を就かせているか。	(ク則第221・222条)						
	・天井クレーンの運転で荷を吊ったままで運転位置から離れていないか。	(ク則第32条)						
	・クレーン作業について合図を统一的に定め、また合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせているか。	(ク則第71条)						
・バックホウのバケットを地上におろさず運転席を離れていないか。	(安衛則第160条)							
機械工具等	・振動工具使用作業では、振動障害発生の予防について関係請負人に指導しているか。	(安衛法第29条)						
	・携帯用丸のご盤の刃の接触予防措置(カバー)を有効な状態で保持してあるか。	(安衛則第123条)						
	・持込機械(丸のご盤他)の点検を確実に実施し、記録は保管してあるか。							
電気関係	・分電盤の行先表示はしてあるか。							
	・充電部は防護してあるか。	(安衛則第336条)						
	・投光器、すずらん灯等にガードを取り付けてあるか。	(安衛則第330条)						
	・配線が通路配線ではなく、架空配線としてあるか。	(安衛則第338条)						
	・投光器をじか置きしていないか。	(安衛則第330条)						
爆発、火災	・アーク溶接ホルダーの充電部は露出していないか。	(安衛則第331条)						
	・アセチレン・酸素ポンベに「空・充」表示はあるか。	(安衛則第263条)						
	・溶接、溶断作業に無資格者を就かせていないか。	(安衛令第20条10) (安衛則第36条3)						
	・アセチレン・酸素ポンベに日よけ措置をしているか。							
保護具	・屋内および屋外におけるアーク溶接作業に従事する労働者に呼吸用保護具(防じんマスク)を使用させているか。	(粉じん則第27条)						
	・はつり作業に従事する労働者に安全靴・防じんマスクを使用させているか。	(粉じん則第27条)						
	・有機溶剤作業に従事する労働者に有機ガス用マスクを使用させているか。	(有機則第33条)						
	・使用すべきところでフルハーネス型安全帯の使用を推奨しているか。							
すい道、たて坑等	・立坑周囲に墜落防止措置を講じてあるか。	(安衛則第519条)						
	・掘削箇所・周辺地山の可燃性ガスの有無等法定事項の観察結果は記録されているか。	(安衛則第382条2)						
	・100mに達したとき、サイレン等の有効に作動を保持する警報設備を設けてあるか。	(安衛則第389条9)						
	・法定の期間内ごとに1回避難・消火訓練を行っているか。	(安衛則第389条11)						
	・避難等の訓練に係る法定事項(実施日、受講者氏名、訓練内容等)を記録し、保存してあるか。	(安衛則第389条11)						
	・坑内入場者の確認ができる措置を講じているか。	(安衛則24条の6)						
	・坑内への吸気ファンにフィルターを設置しているか。							
その他	・雇入れ時の健康診断を実施させるよう指導しているか。	(安衛法第29条) (安衛則43条)						
	・深夜業務や有害業務に従事する労働者に6ヶ月に1回の定期健康診断を実施させるよう指導しているか。	(安衛法第29条) (安衛法66条)						
	・一人親方に対し、労災保険特別加入の促進を図っているか。							